

平成 27 年 度

事業計画

目 次

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成 27 年度）	2
第 1 災害救護体制の充実・強化	4
1 救護班の編成と研修	4
2 災害救護訓練	4
3 こころのケア研修	5
4 赤十字防災啓発プログラムの実施	5
5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄	5
6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給	6
7 義援金の募集	6
8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化	7
第 2 国際活動の充実	8
1 途上国に対する救援・教育等支援	8
2 国際救援要員の養成	8
3 海外救援金の募集	9
4 安否調査	9
第 3 医療事業の充実	10
1 病院運営の健全化	10
2 医療提供体制の充実	11
3 患者サービスの向上	12
4 国際医療支援事業の推進	12
5 医療社会事業の推進	12
6 広報活動の充実	14
7 訪問看護ステーションの活動	14
第 4 看護師の養成	16
第 5 血液事業の推進	17
1 安定供給	17
2 安全性の確保	19
3 適正な事業運営	20
第 6 健康・安全のための知識・技術の普及	21
1 赤十字救急法等講習の開催	21
2 講習普及体制の充実・強化	22
3 健康・安全思想の普及を目的としたイベントの開催および協力	22
第 7 赤十字奉仕団による活動	24
1 防災・減災のための活動	24
2 地域の人々の健康と安全・尊厳を守るための活動	24
3 赤十字思想の普及と組織強化のための活動及び社員増強・社資募集運動への協力	25
4 赤十字事業に協力する活動	26
5 奉仕団活動推進のための会議の開催	27

第8	青少年赤十字の活動	28
1	学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及	28
2	青少年赤十字採用校（園）における活動の充実	29
3	事業実施体制の強化	29
第9	義肢製作所の運営	31
1	利用者のQOL（生活の質）向上への取り組み	31
2	赤十字ならではのサービス活動	31
3	利用者の生活の利便性を向上させるための取り組み	31
4	最新情報による知識と適合技術の向上	31
5	利用者の拡大	32
6	障がい者福祉活動の理解促進	32
第10	赤十字精神と社旨の普及	33
1	運動月間等における広報活動	33
2	年間を通じた広報・企画	34
3	赤十字社資（個人・法人）の募集	35
4	企業との協働活動の取り組み強化	36
5	千葉県赤十字有功会による支援強化	36
第11	地域における赤十字活動	37
1	地区区分交付金を活用した地区・分区の活動	37
2	地区・分区業務の円滑な推進	37
第12	事業推進のための会議と事業を担う人材の育成	38
1	評議員会	38
2	参与会議	38
3	研修会の開催	39
第13	収支予算の概要	40
1	一般会計	40
2	医療施設特別会計	42

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

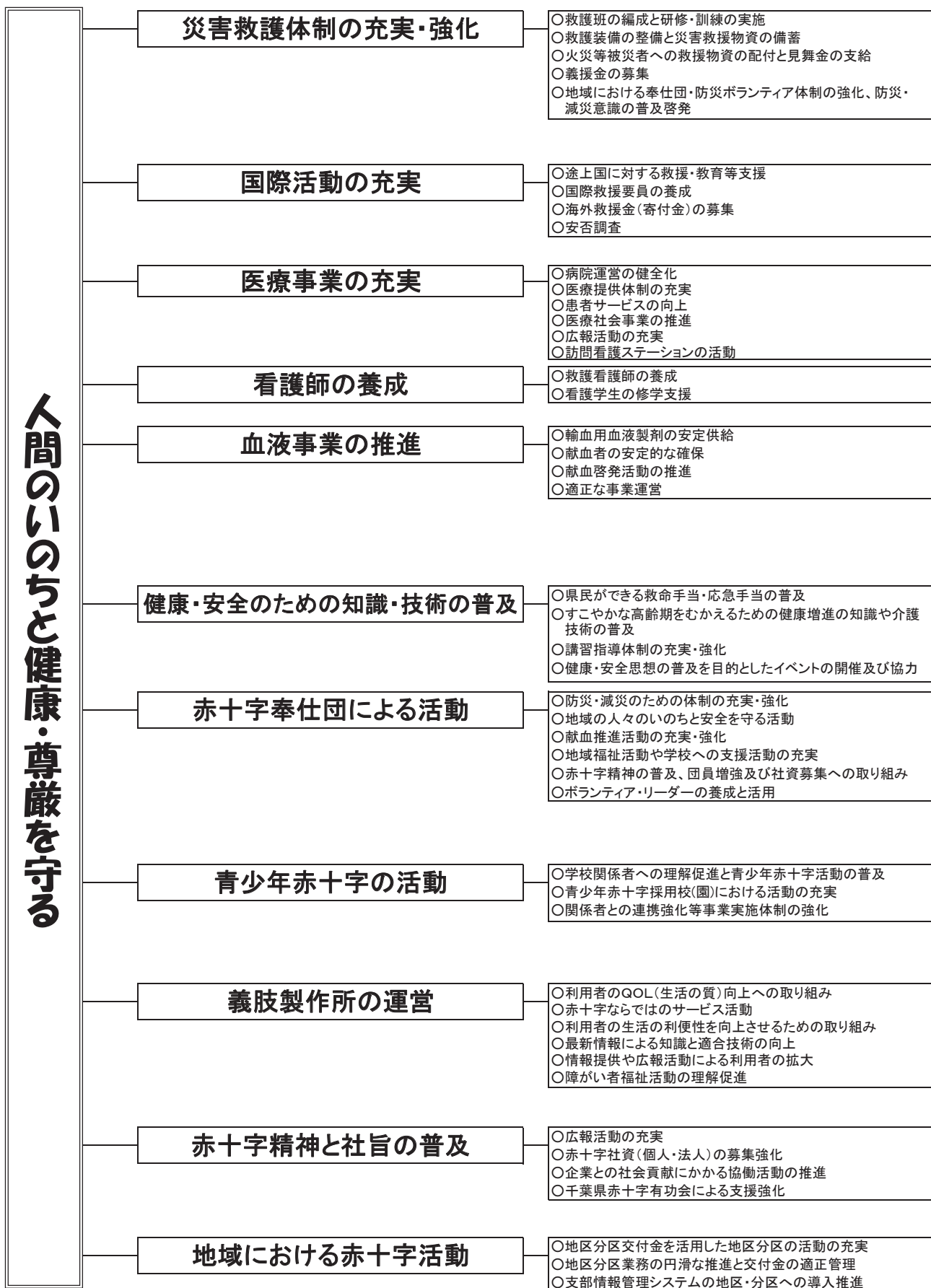
わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

取り組みの柱



主な取り組みとめざす方向

- ・救護班要員研修や救護資機材習熟訓練等により救護班要員の知識と技術の向上を図る。
- ・大規模・広域災害を想定した実践的な救護訓練を実施し、近隣支部等との連携強化を図る。また防災関係機関が主催する訓練にも積極的に参加し防災関係機関との連携強化を図る。
- ・災害救援物資を常備するとともに救護装備の計画的な整備による救護救援体制の強化を図る。
- ・業務協定の締結機関(団体)と、日頃からの情報共有・実践的な訓練等を通じて連携強化を図る。
- ・地域における防災意識の向上の担い手となり災害時には迅速かつ円滑な救護活動が行えるリーダー的人材の育成を図る。
- ・赤十字奉仕団と防災ボランティアの協力・協働の体制を強化する。
- ・自治会、各団体、企業等を対象に、赤十字防災啓発プログラムを実施する。

- ・カンボジア義肢供給支援・地雷犠牲者救援支援に対し資金援助を行う。
- ・ネパール及びバングラデシュ青少年教育等支援事業に対し資金援助を行う。
- ・人的支援に貢献するため、支部職員から国際救援要員を養成するとともに、既に国際救援要員である職員を国際医療拠点病院が主催する研修会に参加させスキルアップを目指す。
- ・海外たすけあいキャンペーンを通じて海外救援金の募集を行う。

- ・経営基盤の安定強化を図るとともに、人財の確保と育成に努める。
- ・高度・救急医療の充実と地域医療連携の強化に努める。
- ・安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療提供の実践を行う。
- ・医療救援活動の即応体制の強化と保健衛生活動の推進による健康増進活動に努める。
- ・地域とのコミュニケーションを図る新たな情報発信や年間を通じた魅力ある広報活動を実施
- ・「地域に根ざした訪問看護」を実践する。

- ・災害救護、国際救援活動など広く社会貢献できる赤十字看護師の養成を目指す。
- ・日本赤十字学園の看護大学生への奨学金制度による修学支援を行う。
- ・県内看護学生への災害看護教育の協力

- ・輸血用血液製剤の動向等を的確に把握し需要予測の精度向上を図り、医療機関の需要に対し広域需給管理による安定供給に努めるとともに、血液製剤の適正使用を促進する。
- ・成分献血及び400mL献血を中心とした献血者の受入に対する県民の理解と協力を得るとともに、県・市町村並びに献血推進団体等と連携のもと、必要な血液量の確保に努める。
- ・献血者を安定的に確保するための各種イベントや広報媒体の有効的な活用、複数回献血の促進、若年層への普及啓発、新規献血者の確保など、積極的な啓発活動を推進する。
- ・献血者の安全を確保するため採血副作用や献血者事故の防止に努めるとともに、献血者が安心して快適に献血のできる受入環境の改善・整備を図る。
- ・法令の遵守、インシデントレポートシステムの運用とともに、財政面では、より一層の費用削減や業務の効率化を図り、適正な事業運営に努める。

- ・救命手当・応急手当の知識と技術を講習を通じて普及し、安心で安全な地域づくりに貢献する。
- ・高齢者の介護や自立に役立つ知識・技術を普及する健康生活支援講習を受講者のニーズに応じたプログラムで取り組む。
- ・指導員の育成・確保に努め、指導体制の強化を図るとともに講習資機材の計画的整備により、地域での講習開催を効果的に実施する。
- ・救急法の普及を目的として、楽しみながら、いざという時に活かせる救命および応急手当の知識と技術の向上の機会とするため救急法フェスタを開催する。

- ・奉仕団が防災・減災のための活動に対し、地域と一体となって組織的かつ効果的に取り組む。
- ・救急法講習会の開催や着衣教室を開催するほか、外国人に対する医療通訳や、行事における臨時救護を実施する事により地域住民のいのちと安全を守る活動に取り組む。
- ・奉仕団全国統一活動である献血推進活動について、特に若年層を対象として推進するとともに、健康の大切さについて啓発する。
- ・地域や市民のニーズの把握に努め、少子高齢社会に対応した老人福祉活動に取り組むとともに、学校への支援を強化し、学校と市民が支え合いながら青少年を育む地域づくりに努める。
- ・赤十字を広く市民に紹介する活動を創意工夫して実施し、具体的な方策をもって団員増強を図る。
- ・地域の繋がりを活かし、地元企業や商店等を訪問して赤十字活動への協力を呼び掛ける。
- ・活動の中核となるリーダーを計画的に養成するとともに、研修修了者の効果的、効率的な活用に取り組む。

- ・青少年赤十字指導者(教職員)の理解促進を図るための各種研修会を開催するとともに、活動情報の共有と関係者間の交流の場を提供し、青少年赤十字活動への理解促進を図る。
- ・青少年赤十字未採用校(園)に対する研修機会の提供、広報活動を通じ、青少年赤十字の普及促進を図る。
- ・学校現場の実情に即した具体的な活動メニューの提供を行い、活動の充実・定着を図る。
- ・メンバー協議会、国際交流派遣事業、国内交流派遣事業等の県・地区行事を開催し、学校での活動との関連付けにより各採用校(園)での活動の充実に努める。
- ・青少年赤十字指導者協議会をはじめとした関係者間の連携を強化し、円滑な活動の展開のための体制整備・環境整備を行う。

- ・義肢装具士の技術力をより一層高めまた環境を整えることで緊急時の対応や製品の提供を迅速にし、利用者より良い日常生活を送るための支援に提供に取り組む。
- ・高齢等による来所困難な方に自宅等への訪問サービスを行い、障がいのある方にきめ細やかなサービス活動に取り組む。
- ・職員一人ひとりの製作・適合技術向上を図るとともに、利用者の生活に適した義肢の提供を行なうことで、障がいのある方の負担軽減に努める。
- ・常に知識向上と情報収集などに努めるとともに、職員間で知識・技術の共有や更なる向上に努め、製作技術の開発、利用者の利便性向上に取り組む。
- ・ホームページやパンフレットでの広報を行うとともに、タブレットなどを活用し積極的な広報活動に努め、新規利用者の拡大を図る。
- ・見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、赤十字事業への理解を深めるとともに、障がい者への理解を広げる人権教育の場としての取り組みを進める。

- ・年間を通じ積極的かつ創意的な広報活動を展開するとともに、県民に赤十字活動と社資の使途を明確に伝え、継続的な支援と新たな支援者拡大につなげる。
- ・支部情報管理システムを活用し、協力法人の拡大、社資依頼の時期を分析するなど、より効果的な方法で実施するとともに、赤十字活動、社資の使途についての情報提供を行う。
- ・企業が参画可能な赤十字活動メニューを選定し、活動が体感できる工夫を行うとともに、社資の使途を明確にし社資協力を促す。
- ・有功会員へ支部の運営状況等の情報を発信し、更なる支援強化を図る、また有功会行事を見直し会員が参加し易い環境整備を行う。

- ・地区区分区交付金を積極的に活用した地域性を生かした赤十字活動の充実に努める。
- ・地区・区分区の実情を把握し、支援と連携強化に努める。
- ・全地区・区分区への支部情報管理システム導入を完了し、県内における社員管理の適正化と地区・区分区業務の軽減を図る。

第1 災害救護体制の充実・強化

日本赤十字社の災害救護業務は、医療救護、救援物資の備蓄・配付、災害時の血液製剤の供給、義援金の受付など、災害の発生直後から被災者の自立の見通しが立つまでの間、災害の特性や被災者のニーズ等を踏まえて実施することとされている。

近い将来に発生することが予測され、県内に大きな影響を及ぼす可能性のある首都直下地震（東京湾北部地震）や千葉県東方沖地震、三浦半島断層群地震をはじめ、東南海・南海地震や東海地震などの大規模災害に対応した救護体制のさらなる充実強化を図るため、救護員の研修及び訓練の実施、救護装備の整備と災害救援物資の備蓄、地域における防災ボランティア体制の充実強化に努めるなど、災害発生時に迅速かつ円滑な救護活動や支援活動が実施できるよう備える。

また、大規模災害時における日本赤十字社第2ブロック支部の広域救護・救援体制のさらなる強化を図るとともに、県内の防災関係機関との連携を密にし、地区・分区（市区町村）や各赤十字奉仕団・防災ボランティアの協力を得て、迅速かつ円滑な救護活動が展開できるよう救援体制の確立を図る。

1 救護班の編成と研修

被災地において医療救護活動を担う救護班を引き続き成田赤十字病院に12個班、血液センターに2個班編成するとともに、成田赤十字病院にDMAT（災害派遣医療チーム）2チームを常備する。

災害救護業務に従事する救護要員（医師・看護師等の医療職のほか、連絡調整員を含む）となる職員を対象に研修会を開催し、救護活動を実施するうえで必要な知識・技術の向上を図る。

- 救護班要員研修会
- 災害看護師養成研修会
- 救護資機材習熟訓練
- 全国赤十字救護班（日赤DMAT）研修会
- 救護班要員主事研修会

2 災害救護訓練

平成27年度については、自県が大規模災害により被災し近接支部より救護支援を受け入れるとの想定のもとに、日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練を千葉県支部が当番県となり訓練を実施し、大規模災害時における広域応援体制の確立に向けた救護体制の充実・強化を図ることとしている。

また、自治体（県・市町村）や県警本部等の防災関係機関が実施する合同防災訓練等に

参加して連携を密にするとともに、県民に対して赤十字が行う災害救護業務への理解を広げる。

加えて、海上災害時の救護活動や防災力向上のため、相互に連携・協力する業務協定を締結している千葉海上保安部との平時からの訓練等を通じ、一層の実働関係の強化を図る。

[救護訓練等の実施及び参加]

- 日本赤十字社・第2ブロック支部災害救護訓練（千葉県）
- 被災地支部災害救護実施対策本部運営訓練
- 第36回九都県市合同防災訓練（千葉県主催 佐倉市）
- 第36回九都県市合同防災訓練（千葉市主催 花見川区）
- 第9回九都県市合同防災訓練・図上訓練
- 航空機事故消火救難総合訓練（成田国際空港）
- 千葉県警察本部との合同防災訓練
- 千葉海上保安部との海上多数被災者対応訓練

3 こころのケア研修

被災者及び救護活動に携わる者自身の「こころのケア」は、救護活動を行ううえで重要な要素であり、活動が円滑に行えるよう救護要員はもとより奉仕団員や防災ボランティアに対し、こころのケア研修を実施する。

4 赤十字防災啓発プログラムの実施

東日本大震災などの災害から学んだ知識や教訓を今後の備えとして多くの県民に広めていくために、地域住民や企業を対象に、「赤十字防災啓発プログラム」を実施する。

同プログラムでは、千葉県内で今後起こりうる大規模災害をはじめとするさまざまな災害を知っていただき、非常持ち出し品など日頃の備えや避難行動の注意点などをまとめた講義や、けがをしたときの応急手当の方法、避難所生活で役立つ工夫などが選択できる実技講習を行う。

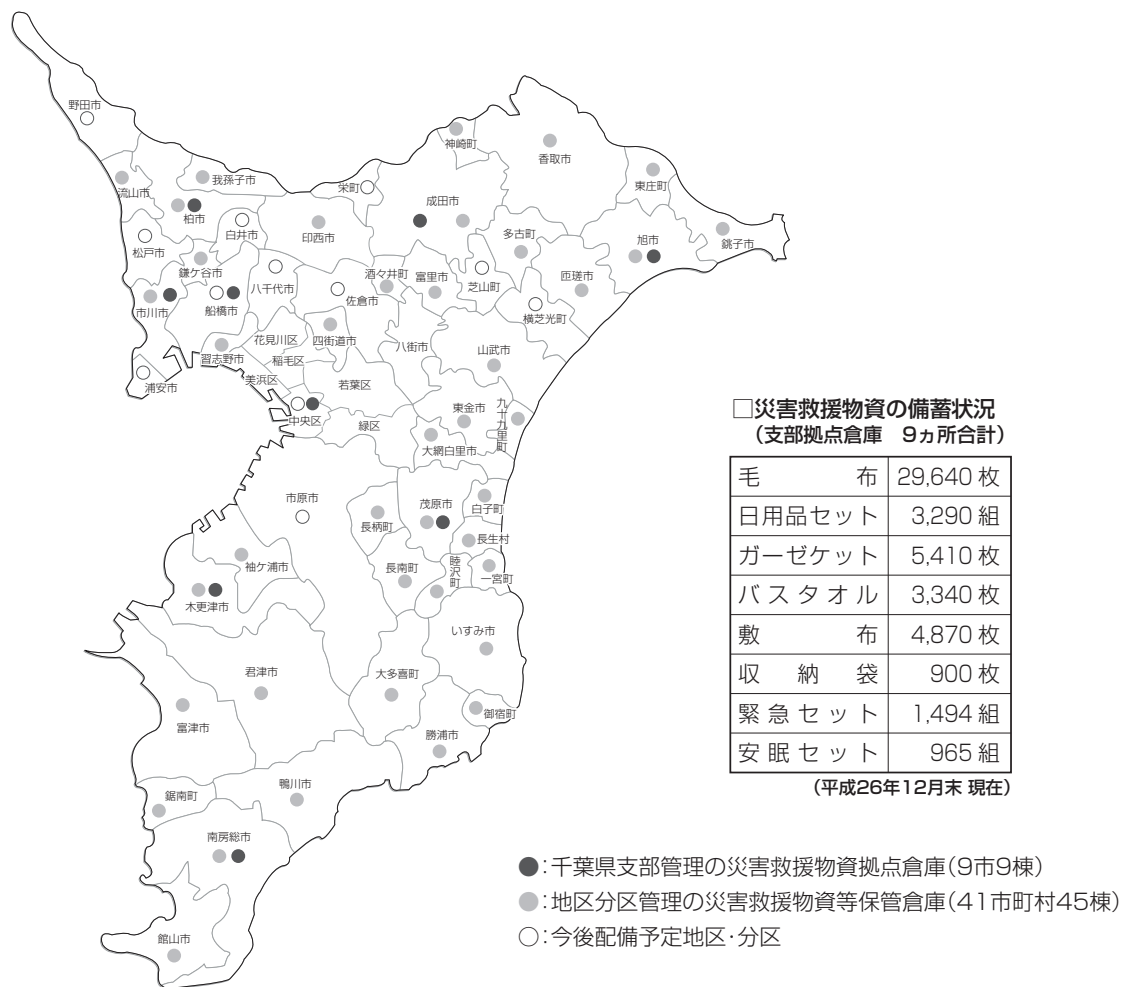
5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄

(1) 救護活動体制の充実強化のため必要な装備の計画的な整備を進めており、平成27年度は以下を整備する。これらの装備は、支部、施設をはじめ県内9か所の支部拠点倉庫のほか、必要に応じて地区・分区倉庫にも保管する。

- 救護所関連資材
- 災害救援車両（更新）
- 災害救援物資等保管倉庫
- 災害用移動炊飯器
- 救急医療用機器
- 災害時通信機器

(2) 災害救援物資については、支部拠点倉庫に常備し、被災者への迅速な配付に備える。

なお、千葉県生活協同組合連合会と災害時輸送協定を締結しており、日頃から情報交換に努め、一層の関係強化を図る。



6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給

災害救助法が適用されない県内における火災や風水害等の災害に対し、地区・分区を通じて毛布や日用品セットなどの災害救援物資を速やかに配付するとともに、被災者に対して見舞金を支給する。

7 義援金の募集

国内において、災害救助法が適用される大規模災害、またはこれに類する災害が発生し、緊急かつ広範囲な救援が必要なときは、義援金の募集・受付を行う。なお、寄せられた義援金は、被災都道府県支部または本社に送金し、関係機関の代表者で組織する被災都道府県の義援金配分委員会を通じて被災者に全額配分する。

8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化

- (1) 県等の防災計画で期待される赤十字奉仕団それぞれの役割と活動について周知を図り、災害時には迅速・円滑に救援活動が展開できるよう研修・訓練を実施する。
- (2) 防災ボランティアは、県内7ブロックを単位に体制強化を進めており、活動の中核となる地区リーダーの養成を強化するとともに、地域に根ざした活動を展開する体制として、市区町村を単位とする地元社会福祉協議会等と連携した連絡協議会の設置に引き続き取り組む。
- (3) 赤十字奉仕団と防災ボランティアの協働体制を強化するため、研修や地域における訓練・行事等への参加を通して、日頃から顔の見える関係づくりに取り組む。

千葉県地域防災計画において赤十字奉仕団に期待されている役割

「赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕・看護奉仕・炊出奉仕・物資配付奉仕・避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の機関とも綿密な連絡に努める。」

(千葉県地域防災計画抜粋)

千葉県赤十字地域奉仕団…	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団…	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障がいのある人の介助等）、救援物資の収納管理・配付等
千葉県赤十字安全奉仕団…	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字看護奉仕団…	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団…	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会…	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団…	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団…	避難場所での運営補助（救援物資の搬送及び配付等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団…	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第2 国際活動の充実

世界各地では、今もなお民族対立や政治経済の混乱などに起因する様々な紛争が生じており、多くの難民や避難民が発生している。また、風水害や地震などの自然災害においても多くの被災者が発生している。

このような状況の中、赤十字の国際救援活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟（以下「国際赤十字」という。）の調整のもと世界的なネットワークにより、緊急救援から長期にわたる人道ニーズへの取り組みまで、多岐にわたる活動を行っている。

平成27年度も千葉県支部では、国際活動に参加し資金援助を行うとともに、積極的に国際救援要員の養成・派遣を行う。

1 途上国に対する救援・教育等支援

カンボジアでは、十数年に及んだ内戦により多くの地雷犠牲者が発生しているため、千葉県支部では平成9年からカンボジア義肢センターへの運営費の資金援助を行っており、平成27年度も引き続きこれを行う。

また、ネパールとバングラデシュの青少年に対する教育や保健・衛生環境改善のため、平成27年度も引き続き資金援助を行う。

- (1) カンボジア義肢供給支援／地雷犠牲者救援支援（平成9年～）
- (2) ネパール青少年教育等支援事業（平成21年～）
- (3) バングラデシュ青少年教育等支援事業（平成22年～）

2 国際救援要員の養成

国際医療救援拠点病院*等が主催する各種研修会に職員を参加させ、国際救援要員の養成及びスキルアップを図る。

*「国際医療救援拠点病院」

国際救援の人的貢献の拡充を図り、長期にわたり国際活動に従事できる人材を確保し、その経験や知識を蓄積し、併せて緊急救援要請にも応えられるよう、本社は、次の赤十字病院を同拠点病院に指定している。

日本赤十字社医療センター、名古屋第二赤十字病院、大阪赤十字病院、日本赤十字社和歌山医療センター、熊本赤十字病院

3 海外救援金の募集

(1) 海外たすけあいキャンペーンの実施

日本赤十字社ではNHKと共催で、毎年12月1日から25日まで「海外たすけあい」キャンペーンを全国的に展開している。

平成27年度もNHK千葉放送局との協働で、地方銀行等の協力を得て海外救援金の募集を行う。

(2) 海外救援金の募集

海外において、大規模災害や紛争などによる被災者や難民が多数発生し、救援アピールがあった場合は、救援金の募集を行う。

4 安否調査

ジュネーブ条約に基づき、国際赤十字と共同で行方不明者や家族と連絡が取れない人々の所在調査を市区町村の協力のもとに実施する。

第3 医療事業の充実

成田赤十字病院は、赤十字の基本理念である「人道」の精神に基づき、災害救護活動など赤十字本来の使命を果たすよう努めるとともに、三次救急^{*1}やがん治療などの高度医療を担う県北総地域の中核病院として、地元医師会や関係機関との病診及び病病連携の推進を図ると共に、こころあたたかい医療の実践を行い、地域住民に信頼される病院を目指す。

1 病院運営の健全化

当院は、赤十字病院としての使命と県北総地域の中核病院としての役割を担うことから、質の高い医療を提供することが求められているが、医師の確保が容易でない現状や、高度な医療を提供するために必要となる医療機器整備などにかかる資金確保の課題、さらには医療費抑制政策等外部要因の大きな変動により経営状況は極めて厳しい状況に置かれている。

このことから、病院運営の健全化に向けて、経営手法のひとつであるBSC（バランス・スコアカード）の手法を引き続き用い、外部環境及び内部環境の分析を十分に行ったうえで、医療の質と安全の向上、さらには患者サービスの向上を図り、より一層の業務の効率的かつ効果的な運営に努める。

(1) 事業目標

ア 1日あたり患者数、年間患者数

(ア) 入院患者 620人 226,920人

(イ) 外来患者 1,150人 278,300人

イ 患者1日1人あたり診療収益

(ア) 入院診療収益 56,000円

(イ) 外来診療収益 19,200円

(2) 経営基盤の安定強化

病院運営を進めていくうえで、職員の一人ひとりが経営に対する危機意識を持つことは経営の安定強化を図るための最重点課題である。

病院組織を構成する職員は、医師、看護職員、医療技術職員、事務系職員等、多くの職種の集合体であり、各自の専門以外のことには比較的関心が薄くなりがちである。

このため、効果的に経営改善を進めるためには、医療技術系、事務系を問わず、職員の改善意欲「病院改革の原点は、職員の意識改革である。」という認識の下に、全職員が病院の厳しい経営状況を常に意識しながら、職員一人ひとりが果たすべき役割・求められる能力を認識し、それらを最大限に発揮させ、安定的な収益確保を図る。

また、一層のコスト削減への取り組みを進め、継続的な経費の削減に努める。

(3) 情報共有の推進

医療・介護制度の改革が進められる中、大きく変化する経営環境に対応するためには、全職員が基本理念に基づくビジョン、さらには経営状況などの院内情報を共有することが強く求められることから、情報共有に関する職員の意識改革を進め、より積極的な情報発信を行うことによって、職員間の緊密なコミュニケーションが図れる仕組みを構築し、すべての職員が経営に参画するための体制を整える。

(4) 人財の確保と育成

人財の確保と計画的・効率的な人財の育成を積極的に取り組む。

ア 医師の確保対策

診療の核となる医師の確保は、医学生・初期臨床研修医対象の病院合同説明会などに、積極的に参加するとともに、県内唯一の医学部を有する千葉大学医学部と各診療科を通じて、より一層の関係強化を図る。

また、医師事務作業補助者を増員し、医師の負担軽減を図ることで、働きやすい環境作りを推進し、医師確保に繋げる。

イ 看護師確保と離職防止

看護の基本となる看護師の確保は、看護学生への奨学金支援、県内外の看護学校訪問などにより採用推進を図るとともに、働きやすい環境の整備、キャリアアップ支援による離職防止にも努める。

また、看護体験や臨床実習を積極的に受入、看護師育成等にも協力する。

2 医療提供体制の充実

団塊世代が高齢期を迎える「2025年問題」が取り沙汰される中、千葉県保健医療計画の中で5疾患4事業*²などの医療連携体制の構築が継続的に進められているが、当院は循環型地域医療連携システムの中で県北総地域の中核病院としての役割を果たすために、医療提供体制の充実に努める。

(1) 高度・救急医療の充実

日々、高度化している医療水準に対応すべく、高度で先進的な医療提供を行っていくとともに、難易度の高い手術を提供し高度医療の充実に引き続き取り組んでいく。

また、救命救急センターを併設する第三次救急指定病院として、地域の救急医療における役割を果たすべく、他の医療機関では救命が困難な重症患者や、救命のための緊急な処置が必要な患者を24時間体制で受け入れるなど、救急入院への体制強化を図り、地域や関係機関に対し当院の機能及び地域医療連携についての理解を促進し、医療の機能分化を進め、高度急性期医療を担う病院としての役割を果たす。

さらには、手術室の増設を図るとともに、NICU病床及び通院治療センターを増床し効果的な病床利用を実施し、稼働率の向上に努める。

(2) 地域医療連携の強化

地域及び患者さまのニーズに応えるため、医師会、歯科医師会及び医療機関との連携を密にし、地域医療の充実を図るとともに、診療科単位の地域連携の取り組みを強化し、新入院患者数の増加を図る。

また、後方支援病院の確保や在宅医療への援助など積極的に取り組み、長期の入院とまらないよう退院支援システムの強化を継続的に実施する。

(3) 健診事業の充実

地域の人々の健康を守るため、人間ドックによる疾病の早期発見、健康へのアドバイスを行うなどの健康増進事業を継続的に推進する。

3 患者サービスの向上

安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を推進する。

(1) 患者満足度の向上

患者満足度調査を定期的の実施し、患者さまのニーズを把握することで、診療内容、設備、接遇及び待ち時間等、患者さまが求めるサービスの向上に結び付ける。

ア 診療後の待ち時間の短縮

患者さまが最も不満に感じる「診療後の待ち時間」に対し、待ち時間の更なる短縮のために自動会計システムの活用や事務処理手順の見直しを行い、待ち時間の改善に引き続き取り組む。

イ 接遇環境の向上

患者さまの特性とその立場を正しく理解し、職員それぞれがコミュニケーションスキルを磨き、患者サービス向上を図るための接遇力アップを図る。

4 国際医療支援事業の推進

当院とミャンマー連邦共和国保健省との間で協働し、ミャンマー国内における院内感染症発症低減を目標とした、「ミャンマー国内における院内感染対策」について、同国内において自己完結できる院内感染防止活動、感染対策技術を実践することができる人材育成を中心とした技術交流を実施する。

5 医療社会事業の推進

国内外での医療救援や保健衛生活動、地域に密着した社会福祉活動等をより積極的に実施し、すべての人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

(1) 国内外の医療救援活動

東日本大震災の救援活動で得た経験を踏まえ、医療救護活動が迅速かつ効果的に展開できるように関係機関との連携を強化し、発生が危惧される千葉県東方沖地震、東京湾

北部地震等に備え、迅速かつ円滑な救護活動が実施できるよう救護体制のさらなる充実強化を図る。

また、必要に応じ海外での災害等へ国際救援要員を派遣するなど、国際活動にも積極的に参加する。

ア 災害救護活動、救護研修会

常備救護班 12 個班、DMAT^{*3} 2 チームによる即応体制を堅持し、医療資機材の整備に万全を期す。

また、千葉県を始めとした自治体及び関係機関等が開催する災害救護訓練、防災訓練等に積極的に参加するとともに、救護看護師養成研修会やこころのケア研修会を開催するなど、救護活動に必要な知識と技術の習得に努める。

イ 災害対応能力の強化

災害対応については、救護班等の派遣による後方支援体制の強化だけではなく、自院の被災等を考慮した医療支援の受け入れ体制の整備を図る必要があることから、DMAT 等他施設からの応援を受け入れる参集拠点病院としての機能強化を図る。

ウ 国際救援活動

国外で起こる様々な災害や紛争等に、派遣要請に応じて直ちに職員を派遣できる体制の確立を図る。

また、国際救援要員基礎研修会などの各種研修会へ職員を参加させ、国際的な視野を持った職員を育成し、国際救援要員の充実を図る。

(2) 保健衛生活動

保健衛生活動を推進するため、地方自治体が実施する研修会・講習会、相談及び指導等の事業に積極的に参加協力する。

また、地域に開かれた病院として「公開健康講座」を開催し、地元自治体、医師会などと協力して地域の人々への地域貢献活動として健康増進活動を引き続き推進する。

(3) 救急法等講習会の開催

「救急法」「幼児安全法」「健康生活支援講習」の各赤十字講習会を開催し、地域の人々への積極的な参加を求め、その普及に努める。

特に、心肺蘇生と A E D（自動体外式除細動器）を用いた救命手当などの知識・技術について、多くの人々に正しく理解してもらえるよう、積極的に講習会を開催するとともに、多くの受講者に参加いただけるよう環境の整備を図る。

また、講習普及を推進する職員指導員を養成し、講習普及活動への強化を図る。

(4) ボランティア活動の推進

患者さまのニーズにあった魅力ある活動の場を提供できる環境整備に努める。

また、ボランティアとしての誇りと自覚を持った活動を行うために必要な研修を開催するとともに、県外視察研修会などを通じ、活動の活性化を促進する。

(5) 医療福祉相談活動の強化

院内各部門の連携を密にし、患者さまのニーズを早期に把握できる体制を強化し、疾病を契機に起こる療養上の様々な不安や心配ごと等に対し、心理的・社会的支援や社会資源の紹介などの充実した相談支援を積極的に行い、早期社会復帰の促進に努める。

また、地域の医療機関との連携に努め、自宅退院、転院、施設入所などの退院支援を行い、患者家族及び地域における医療、介護、福祉の充実に努める。

6 広報活動の充実

大切な地域とコミュニケーションを図る新たな情報発信として、ソーシャルネット・ワーキング・サービス（SNS）等を活用し年間を通じた魅力ある広報活動を実施し、地域の皆さまに当院の役割を理解いただくとともに、地域住民との信頼関係を構築する。

7 訪問看護ステーションの活動

地域包括ケアシステムの構築が進められる中、訪問看護ステーションとしての活動は非常に重要な位置づけとなっており、当院では患者さまの居住する地域のかかりつけ医とケアマネージャーとの連携を密にし、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう継続した自宅療養支援を行い「地域に根ざした訪問看護」を引き続き実践する。

[用語解説]

* 1 「三次救急」

救急患者が症状の程度に応じて適切な医療が受けられるよう、県の保健医療計画では救急医療体制の体系的な整備が図られている。

三次救急は、心筋梗塞や脳卒中、多発外傷などの生命に危険が及ぶような重症・重篤な救急患者に対する医療であり、当院の役割はこれにあたる。

これに対し、一次救急（初期救急）は、入院や手術を伴わない医療であり、休日夜間急病診療所や、在宅当番医によって行われる。二次救急は、一次救急の後方医療として入院や手術を必要とする救急患者に対処するための医療であり、病院群輪番制により行われている。

* 2 「5疾患4（5）事業」

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神の5疾患と、救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療（小児救急医療を含む）の5事業にかかる医療連携体制をいう。

* 3 「DMAT」

災害派遣医療チーム“Disaster Medical Assistance Team”の略で「ディーマツト」と発音する。

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、発災直後の救急治療等を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チームを指す。

その活動は、災害の急性期（概ね48時間以内）における現場活動、病院支援、広域医療搬送等が主な内容である。

第4 看護師の養成

日本赤十字社では、1890年(明治23年)から救護看護師の養成を行っている。

当支部では、日本赤十字看護大学等に委託し、災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力と、赤十字の理念である人道を実践できる豊かな人間性を備えた看護師を養成する。

1 赤十字看護師養成のための修学支援

優秀な看護大学生の修学支援を目的とし「日本赤十字社千葉県支部学校法人日本赤十字学園設置大学看護学生奨学金貸与規程」を設け、卒業後は成田赤十字病院において活躍できる赤十字看護師の確保に努める。

日本赤十字学園設置大学奨学生

平成24年度入学生 4人

平成25年度入学生 6人

平成26年度入学生 6人

平成27年度入学生 8人

2 救護看護師の養成

赤十字看護教育機関以外を卒業した看護師も含め、成田赤十字病院に採用した看護師に対し、赤十字の理念や基本原則に則って災害時において、救護看護師として活動できる幅広い能力を身につけるための研修を実施する。

3 県内看護学生への災害看護教育の協力

城西国際大学看護学部の災害看護教育に協力し、緊急時・災害時に対応できる知識・技術、態度の習得のため、同学部看護学生に対して災害看護研修を実施する。

第5 血液事業の推進

千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社の「平成27年度事業計画の基本方針及び予算編成方針」及び関東甲信越ブロックの「事業運営にかかる基本方針」に基づくとともに、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬事法から改称）等関係法令を遵守し、地域センターの責務である安全な血液製剤の安定した供給の実現を目指す。

1 安定供給

(1) 広域需給管理の充実

輸血用血液製剤の需要は、近年の動向を勘案しながら、平成27年度においても引き続き医療機関の情報把握に努め、需要予測の精度向上を図る。

また、採血調整については、在庫状況の過不足に対し柔軟な対応をすべく、関東甲信越ブロックセンターとの連携を図るとともに、段階的に導入される採血施設、採血種別等の役割分担による地域センターとしての役割を果たすため、県内における採血施設のより効率的かつ適正な受入体制の構築に努める。

危機管理体制の構築としては、災害時における様々なケースを想定し、連絡体制や搬送体制等ブロック内の安定供給に支障をきたさないよう検討を進める。

供給計画（輸血用血液製剤）

製 剤 名	全 血 製 剤	赤 血 球 製 剤	血 漿 製 剤	血 小 板 製 剤	合 計
計 画 単 位 数	0 単 位	305,000 単 位	161,000 単 位	355,000 単 位	821,000 単 位

採血計画

採 血 区 分	全 血 献 血		成 分 献 血		合 計
	400mL	200mL	血 漿	血 小 板	
計 画 人 数	152,243 人	20,008 人	26,638 人	34,960 人	233,849 人

(2) 献血推進のあり方の検討

関東甲信越ブロック血液センターに設置された関東甲信越ブロックにおける献血推進のあり方検討部会において、献血者の安全を守り、医療機関からの需要に応じた採血を実施し、安全な輸血医療に資する血液製剤を製造・供給するため、献血推進及び献血者受入にかかる課題並びに中期的な方針について検討を行う。

(3) 献血者の確保

ア 若年層献血者の確保

若年層献血者の確保に向け、県内6ヶ所の献血ルームにおける10代及び20代の献血者数3万8千人を確保数値目標に、確保策を検討し実行する。

具体策としては、県内のスポーツ団体の協力を得ながら、スポーツに興味のある若年層を中心に献血啓発を行い、確保効率の低い従来の移動採血から、より高い確保が望める献血ルームへの移行を推進する。

また、高等学校の校内献血の推進を千葉県とともに継続的に行い、高校生献血の強化に努める。

千葉県学生献血推進協議会については、組織の拡大を図り、協議会代表者との会議を定期的に開催し、若年層への献血の理解を深めるための取り組みを検討し実行する。

イ 献血協賛企業への推進活動

献血協力・推進団体担当者との良好な関係を築き、現在の血液需給状況の情報提供と安定的献血者確保の必要性を説明し、献血サポーターへの参加を働きかける。

また、既登録団体についても、献血ポスター掲示の依頼や献血に関する情報提供を適時行い、移動献血会場や献血ルームにおける献血協力を促進する。

ウ 複数回献血者（複数回献血くらぶ会員）の確保

複数回献血者安定確保のため複数回献血くらぶの運用、要請ハガキによる依頼、成分献血予約の推進を行う。

複数回献血くらぶについては、特に若年層を中心とした新規会員の確保強化を図るとともに、既会員（平成26年度末会員予定数約6万人）に対しては年間2回以上の協力をいただけるよう働きかけ、献血者の安定確保に努める。

エ 献血意義の理解促進

各市町村献血推進協議会総会やライオンズクラブ等の例会へ積極的に出席し、血液事業の現状を説明して現在の血液の必要性和将来に向けての若年層の献血推進に理解を求めめる。

また、県内のスポーツ団体の協力によるポスターを作成して、県内の公共機関及び高等学校等へ掲示し、400 mL 献血及び成分献血の必要性を訴える。

加えて、イベント会場では献血啓発スペースを設け、広報資材及び映像資材等を活用し、献血の意義と理解の促進を図る。

オ 献血セミナー等の実施

千葉県と血液センターの協力のもとに実施している高校生向け献血セミナー（3校／年間）については継続して実施していくほか、高等学校独自の要請に対しても柔軟に対応して開催件数の増加を図る。

中学生向けの啓発活動については、ブロックセンターで進めている献血セミナー資料開発に添って取り組む他、千葉県支部との連携による職場体験、青年会議所の要請による「働く方にお話しを聞く会」についても、各学校等のニーズに可能な限り対応してその機会の増加に努める。

また、地元小学校の「まち探検」の受け入れや、献血体験型イベント「キッズ献血デー」

を開催し、小学生層対象の啓発活動も継続する他、小学生未満の層への啓発活動についても、けんけつちゃんとのふれ合いと啓発用紙芝居による「けんけつちゃんキャラバン隊」の活動や、地域奉仕団の「幼児読み聞かせ活動」との連携、他団体イベントへのけんけつちゃんの参加などを積極的に行い、献血思想の普及拡大に努める。

(4) 献血環境の整備

献血ルームについては、「献血ルーム施設整備ガイドライン」に基づき休憩スペースの確保など献血者が安心して献血できる快適な環境の提供、質的な向上を図れるよう、標準に満たない献血ルームについては、順次環境整備を行う。

また、献血バスで実施していた献血会場においては、屋内の会場を借用して寒暖差の影響のないオープン献血への移行に努める。

(5) 適正使用の推進

血液製剤の適正使用を推進するため、医薬情報担当者は輸血医療に対する知識の向上に努め、医療機関関係者と密に情報提供・情報収集を行う。

輸血に関する情報提供・収集にあたっては、輸血認定医、認定技師、認定看護師等との面談を実施し、適正使用を推進する。

特に中小規模医療機関に対しては、遡及調査等での訪問時に情報提供の充実を図り、輸血医療現場の実状を把握することに努め、必要に応じて説明会を開催し、安全で適正な輸血を推進する。

また、千葉県合同輸血療法委員会および千葉県輸血研究会の活動に積極的に関わり、適正使用を働きかける。

(6) 供給体制の充実

ブロックセンター主導のもとに運用される広域需給管理体制下におけるブロック内の在庫バランス調整及び在庫管理の円滑な遂行に、関東甲信越ブロックの一員として積極的に寄与することにより、輸血用血液製剤の有効活用を図るとともに安定的な供給体制を構築する。

また、香取・海浜地域における医療機関への迅速かつ正確な供給体制の更なる充実を図るため、供給出張所新設に向けブロックセンターと共に検討を進める。

2 安全性の確保

(1) 血液製剤の安全対策の実施

高品質の血液製剤を医療機関に供給することを目的に、GMPの遵守のため適正な教育訓練を行うとともに、インシデント情報などを活用しながら安全性の向上を図り、事故防止に努める。

(2) 献血者の安全対策

献血者の安全対策については、関東甲信越ブロック採血副作用検討会において副作用

防止に係る情報を共有し効果的な事例の導入を図る。

職員に対しては、穿刺技術向上の研修と採血副作用手順等の教育訓練を行い、献血会場においては、献血者に対して水分補給と休憩の重要性を説明するとともに、その実施に対応できる環境を設けることに努め、一人ひとりを注視することにより献血者の安全を図る。

3 適正な事業運営

(1) 法令の遵守

献血者の安全性確保及び血液製剤の品質向上に向け、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬事法から改称)等の関係法令を遵守しブロックセンターと一体となって管理、運営を行うこととする。

(2) インシデントレポートシステムの運用

インシデントレポートシステムについては、事業の安全性を確保することを目的に集められた情報より、P D C Aサイクルによる改善活動を通じて事故の発生防止に努め、業務の安定化、適正化を図ることを支援する。

(3) 事業の効率性

ア 400 m L 献血者率 88.4%を目指す。また、献血会場において、1 稼働の採血効率の向上に努める等効率的・効果的な献血者確保に努める。

イ 血液事業情報システムについては、血液事業本部・ブロックセンターとの連携のもと、情報システムの安定稼働に向けた効率的な運用管理体制の構築、課題の共有を行う。

(4) 健全な財政運営

財政運営については、ブロックセンター主導のもと、地域センターとして一層の費用削減や業務効率化を図り、より健全な財政運営に努める。

(5) 人材育成への取組み

ア 人材の確保

事業を適正に実施し組織を安定的に発展させるため、「適切な人材」の確保につながる採用方法等についてブロックセンターと継続して検討を進める。

イ 職員研修

組織の中核となる「強い中間層」を育成するため、中堅職員及び管理職を対象としたマネジメント研修に積極的に参加させる。

第6 健康・安全のための知識・技術の普及

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、救急法等5つの講習(救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法)を通して、いのちと健康を守る知識と技術を広く県民に普及し、健康・安全に対する意識の醸成と高揚を図る。

特に平成27年度は、災害時における「自助」「共助」の重要性が再認識されるなか、赤十字救急法等の講習普及が地域防災力の向上にも活かされるよう、地域での講習開催に努める。

1 赤十字救急法等講習の開催

千葉県支部や成田赤十字病院など赤十字施設での開催はもとより、自治会や町内会での地域力向上、学校での児童生徒への安全教育、企業での研修など希望にあわせた講習会を開催する。

(1) 救急法講習の開催

意識障害や呼吸停止、心停止など直ちに手当が必要な傷病者に対する一次救命処置(心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去)、日常生活における事故防止、けがや傷病に対する手当などの知識と技術を普及する。

○ 児童・生徒への救命手当の普及

幼少期から救命手当の知識や技術を学ぶことで、人命救助の意識を高めるとともに、自らのいのちの大切さを学ぶ講習会を開催する。

(2) 水上安全法講習の開催

周囲を海川に囲まれ自然水域の豊富な県土にある支部として、水の事故から自他の生命を守るための正しい知識、救助に使用する泳法、溺者救助の方法などを普及する。

○ 教職員対象水上安全法短期講習の開催

水泳指導に活用できる事故防止や安全監視の知識、着衣泳指導に活用できる技術について講習会を開催する。

(3) 雪上安全法講習の開催

雪上のレジャー・スポーツなどを安全に楽しむため、雪上の事故から生命を守るための知識・技術を身につける方法を本社と協力して普及する。

(4) 健康生活支援講習の開催

健やかな高齢期を迎えるため、自身の健康管理・健康増進、介護予防や高齢者の介護・自立支援のための知識と技術を普及する。

○ 災害時高齢者生活支援講習の開催

被災した高齢者の避難所生活に焦点をあて、高齢者自身やその家族、さらにボランティアに関わる方々に必要な知識と技術について短期講習会を開催する。

(5) 幼児安全法講習の開催

子どもを大切に育てるために、乳幼児期に起こりやすい事故の予防と手当、かかりやすい病気と症状に対する手当などの知識と技術を普及する。

○ パパとママのための赤十字救急法スクールの開催

地域の子育て支援の一環として、赤十字奉仕団と協力して子育て中の保護者が受講しやすい環境に配慮し、託児付短期講習会を開催する。

2 講習普及体制の充実・強化

講習を効果的に実施するため、指導員の養成や講習資機材の整備など講習指導体制を整える。

また、地域の安全・安心のまちづくりに貢献するとともに、地区・分区や地域の奉仕団員と協働して講習会を開催することにより、講習開催および赤十字の理解を定着させる。

(1) 救急法等講習指導員の養成

指導員養成講習を実施し、指導員の養成・確保に努め、指導体制の強化を図る。

- 救急法指導員養成講習 1回 20名養成
- 幼児安全法指導員養成講習 1回 20名養成

(2) 指導員対象フォローアップ勉強会の開催

指導員の知識・技術の維持向上、指導力の強化を図る。

- 救急法指導員対象フォローアップ勉強会 2回
- 水上安全法指導員対象フォローアップ勉強会 2回
- 健康生活支援講習指導員対象フォローアップ勉強会 2回
- 幼児安全法指導員対象フォローアップ勉強会 2回

(3) 赤十字奉仕団等との協力体制の強化

県内すべての地域で救急法等講習会が開催されるように、地区・分区、各奉仕団へ働きかけるとともに、協力体制を構築する。

- 地区・分区、奉仕団等が開催する講習の奨励
- 奉仕団によるパパとママのための赤十字救急法スクール託児支援
- 講習指導支援体制の構築

3 健康・安全思想の普及を目的としたイベントの開催および協力

救急法等講習の普及を目的として、日々における事故防止の意識を高めることを主眼に置き、楽しみながら、いざという時に活かせる救命および応急手当の知識と技術の向上の機会とするため、「救急法フェスタ」を開催する。

また、県内で開催されるイベント等に協力し、一次救命処置や応急手当、災害時のボランティアに役立つ技術を学ぶ体験コーナーなどを展開し、健康・安全のための知識を普及

する。

- 救急法フェスタ 2015 の開催
平成 27 年秋 千葉市内で開催予定
- 県内イベントへの協力
市民祭り、地域奉仕団一日赤十字、九都県市合同防災訓練、自治会防災訓練等

[平成27年度 救急法等講習計画]

講習名	講習区分	回数	人数
救急法	基礎講習	150	5,250
	救急員養成講習	70	1,750
	短期講習	680	20,400
	資格継続研修	15	300
	小計	915	27,700
水上安全法	救助員養成講習Ⅰ	5	175
	救助員養成講習Ⅱ	2	30
	短期講習	15	900
	資格継続研修	4	40
	小計	26	1,145
雪上安全法	救助員養成講習Ⅰ	1	10
	救助員養成講習Ⅱ	0	0
	短期講習	3	15
	資格継続研修	1	5
	小計	5	30
健康生活支援	支援員養成講習	25	750
	短期講習	105	2,900
	災害時高齢者生活支援講習	(50)	(1,250)
	資格継続研修	3	15
	小計	133	3,665
幼児安全法	支援員養成講習	12	180
	短期講習	130	2,600
	パパとママのための赤十字救急法スクール	(20)	(500)
	資格継続研修	4	40
	小計	146	2,820
合計		1,225	35,360

() 再掲

* 基礎講習・養成講習…各講習規定に基づく時間により実施。学科と実技の検定を行い、優秀な成績を修めた方には、認定証(3年間有効)を発行。

* 短期講習……………基礎講習・各養成講習の一部を短時間(概ね2～3時間程度)で実施。

* 資格継続研修……………講習規定に基づく時間により実施実施。受講により資格(救急法救急員、水上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、雪上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、幼児安全法支援員、健康生活支援講習支援員)更新する。

第7 赤十字奉仕団による活動

千葉県支部では、市区町村を単位とする地域奉仕団と、一定の年齢層や特殊な技能をもったメンバーで構成される青年奉仕団・安全奉仕団・看護奉仕団・語学奉仕団・成田赤十字病院ボランティア会・特殊救護奉仕団・安全水泳奉仕団・青少年赤十字賛助奉仕団を組織し、赤十字奉仕団の共通活動項目*及び全国統一活動テーマである献血推進をはじめとする諸活動や、それぞれの奉仕団の特性を活かした実践活動を展開している。

また、地域の住民や地区・分区をはじめとする各機関・団体との信頼関係を深め、住みよい社会と災害に強い地域の構築に貢献することを目的として以下の活動を行うとともに、赤十字の理念と地域のニーズに基づき、他の赤十字ボランティアや青少年赤十字と協力し、先見と創意工夫をもって自主的かつ積極的に活動に取り組む。

加えて、団員増強に取り組み、活動の輪を広げるとともに、活動の中心となるリーダーの養成と活用に力を入れる。

赤十字奉仕団員の信条

- 一、すべての人人のしあわせをねがい、陰の力となって、人人に奉仕する。
- 一、常に、くふうして、人人のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- 一、身近な奉仕をひろげ、すべての人人と手をつないで、世界の平和につくす。

(赤十字奉仕団規則第2条)

1 防災・減災のための活動

災害に強い地域を作るため、広く県民に対する自助・共助の理解と普及に努めるとともに、災害発生時に対応できるよう以下の活動を行う。

- (1) 防災・減災に役立つ体験プログラムとセミナーを合わせた赤十字防災啓発プログラムを実施
- (2) 災害時に活動できる技術の習得
- (3) 九都県市合同防災訓練をはじめ、地域防災計画等に基づいた防災訓練等への参加と平時における各機関・団体との連携構築
- (4) 日常の活動を通じた高齢者や障害者、外国人など災害時要支援者の現況把握

2 地域の人々の健康と安全、尊厳を守るための活動

住民が健康で安全に暮らせる地域を目指し、各赤十字ボランティア及び青少年赤十字と協力し、以下の活動を行う。

- (1) 救急法等講習会の開催

- (2) 献血者の確保と若年層への思想普及
 - ア 夏期・冬期特別献血の実施
 - イ 移動採血車や献血ルームでの呼びかけ等
 - ウ 地域における恒常的な献血の普及・啓発活動
 - (3) 地域高齢者生活支援及び子育て支援
 - ア 高齢者支援活動モデル地区の指定
 - イ 高齢者の訪問支援活動及び・赤十字のつどい等の開催
 - ウ パパとママのための安全教室の開催
 - エ その他の地域福祉活動
 - (4) 青少年赤十字採用校及び地域の学校における防災・福祉学習への支援
 - ア 高齢者疑似体験、車いす体験の実施
 - イ 防災学習への協力
 - ウ 救急法等短期講習の開催
 - エ 着衣泳教室の実施
 - オ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンター、スタディー・センターへの運営協力
 - カ 指導技術等研修会の開催
 - (5) 地域の人々のニーズに基づいた活動
 - ア 臨時救護等の実施
 - イ 医療通訳・翻訳を通じた外国人の支援
 - (6) HIV/AIDS 予防啓発活動
 - ア ピア・エデュケーションの手法を用いた啓発活動
 - イ ピア・リーダーの養成
- 3 赤十字思想の普及と組織強化のための活動及び社員増強・社資募集運動への協力
- 奉仕団活動を通じて赤十字思想の普及に努め、赤十字事業推進の基盤である社員増強・社資募集運動及び赤十字奉仕団の増強を図るとともに、奉仕団の組織を強化し、リーダーとなる人材を育成するため、以下の活動を行う。
- (1) 団員増強
 - ア 各地区・分区における「一日赤十字」など地域住民を積極的に巻き込んだ行事の開催
 - イ 各ブロックにおける「赤十字のつどい」の開催
 - (2) 赤十字の思想普及と社員増強・社資募集運動
 - ア 赤十字運動月間キャンペーンへの参加（5月）
 - イ 赤十字奉仕団による社資募集活動
 - (3) 国内外災害における義援金・救援金の募集

ア 義援金、救援金の募集活動

イ NHK海外たすけあいキャンペーン（12月）

(4) 系統研修等への積極的な参加

ア 基礎研修会

赤十字奉仕団員としての基礎的な知識・技術を身につける研修の場として、地域奉仕団は「一日赤十字」などを活用した研修を開催し、特別奉仕団は支部における集合型の研修会を開催する。

イ 中級研修会

活動の中核となる団員を対象に「レッドクロス・ボランティアスクール」（地域奉仕団対象・特別奉仕団対象）を開催する。

ウ 上級研修会

各奉仕団のリーダーとしての役割を担う団員を対象に、地域奉仕団及び特別奉仕団合同の「リーダー研修会」を開催する。

エ リーダーフォローアップ研修会

上級研修修了者を対象に、フォローアップ研修会を開催する。

オ 本社主催の研修会

○地域・特殊奉仕団対象赤十字ボランティア・リーダー研修会への参加

○青年奉仕団対象ボランティア・リーダー研修会への参加

○青年奉仕団対象 HIV/AIDS ピア・リーダー養成研修会への参加

○支部指導講師研修会の開催

(5) その他の支部主催研修会等の開催

ア 支部指導講師研修会の開催

イ 各奉仕団におけるスキルアップのための団員研修会の開催

○研修内容及び研修修了者の活用を検討するための運営委員会の開催

(6) 広報活動

ア 奉仕団のホームページの充実と更新

イ 各奉仕団における機関紙の発行及び地域広報紙の活用

ウ 地域広報紙等への活動紹介、団員募集記事等の掲載

4 赤十字事業に協力する活動

赤十字関係施設において、近隣奉仕団を中心として奉仕活動を実施する。

(1) チャリティコイン仕分け、裁縫奉仕、衛生材料作り等

(2) 献血ルーム及び街頭献血会場における献血の呼びかけや献血者への接遇等

(3) 成田赤十字病院における患者等支援活動

(4) 支部主催行事等への参加と協力

5 奉仕団活動推進のための会議の開催

- (1) 支部委員会の開催
 - (2) 地域奉仕団正副委員長・常任委員会議の開催
 - (3) 市区町村委員長会議の開催
 - (4) 各特別奉仕団委員会の開催
- 運営委員会の開催

千葉県の赤十字奉仕団

1. 地域奉仕団

市区町村単位で組織し「人道の精神」のもと、地域のニーズを探り、より良い地域社会をめざす活動を展開する。

2. 特別奉仕団

(1) 青年奉仕団

青年の若々しい情熱とたくましい力を発揮し、赤十字思想の普及と青年特有の課題の解決のための活動を実践する。

3. 特殊奉仕団

① 安全奉仕団

赤十字救急法等講習会のボランティア指導員として、講習普及に努める。

② 看護奉仕団

看護師資格者で構成し、看護技術等を活かし、健康相談や臨時救護活動を展開する。

③ 語学奉仕団

語学力を活かし、通訳や翻訳活動で外国人の命と健康、尊厳を守る活動を展開する。

④ 成田赤十字病院ボランティア会

成田赤十字病院を活動の場として、入院患者及び外来患者等に対して心の安らぎを与える活動を推進する。

⑤ 特殊救護奉仕団

無線通信等の特殊技術と併せ持つ救急法の技術を活かし、有事の際の情報収集・伝達等機動的な救護活動を展開する。

⑥ 安全水泳奉仕団

水の事故から生命を守るための知識・技術等の普及に努める。

⑦ 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字の元指導者（教職員）で構成し、青少年赤十字指導者協議会と連携協力して青少年赤十字活動を普及推進する。

* 「共通活動項目」

- ① 少子高齢社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動
- ② 非常災害に対する防災、救助活動
- ③ 赤十字思想の普及及び社資増強に対する支援対策

第8 青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、学校や地域における日常生活の中での実践活動を通じて、望ましい人格と精神を自ら形成することを目的として、採用校（園）において、さまざまな活動を展開している。

平成27年度は、県内における青少年赤十字の普及・充実のため、青少年赤十字の指導体制の強化を図るとともに、県内の幼稚園・保育園から高校までの未採用校（園）に対して、青少年赤十字の採用を促進する。

また、青少年赤十字活動の活性化を図るため、採用校（園）においては3つの実践目標である「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の具体的な活動の実践の推進、赤十字諸原則の学習と国際人道法の精神の理解を促進し、メンバーの増強と資質の向上に努めるとともに、関係者との連携を強化し、事業の円滑な実施体制の構築に努める。

青少年赤十字の3つの実践目標

- (1) 健康・安全……………生命と健康を大切にする。
- (2) 奉 仕……………社会や人のために尽くす責任を自覚し、実行する。
- (3) 国際理解・親善……………広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う。

青少年赤十字の態度目標

- (1) 気 づ き……………注意深い生活を心がける習慣を養う。
- (2) 考 え……………社会の問題やニーズに気づき、その原因と解決のための道筋や方法を考える。
- (3) 実行する……………問題解決のために具体的な活動を実行する。

1 学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及

(1) 青少年赤十字の理解促進・指導者（教職員）の資質向上

青少年赤十字未採用校（園）の教職員を対象とした、教育現場で活かせる技術の提供を通じ、県内における青少年赤十字活動の普及に努めるとともに、採用校（園）において指導者の養成と指導体制の強化を図るため、対象に応じた青少年赤十字関連の研修の充実を図る。

(2) 広報活動の強化

活動情報の共有による青少年赤十字活動の活性化と、採用校や未採用校関係者、県民に対する青少年赤十字活動への理解促進のため、機関紙やホームページを活用し、積極的な情報提供に努める。

2 青少年赤十字採用校（園）における活動の充実

(1) 実践目標具体化のための活動メニュー・活動機会の提供

総合的な学習の時間や防災教育、道徳教育や特別活動のなかで青少年赤十字活動のメニューの紹介を行うことにより、各校（園）における青少年赤十字活動の活性化と定着を図る。

また、各種学習資料・学習機会の提供、各種奉仕団との連携による人材派遣を通じて、救急法等講習会（健康安全プログラム）、奉仕活動・福祉体験学習の促進、一円玉募金の推奨等を行い、青少年赤十字の三つの実践目標の具体的な実践活動を推進することにより、メンバーの増強と資質の向上を図る。

(2) 児童・生徒を対象とした学習機会の提供

各学校（園）での活動のリーダーとなるメンバーを養成するため、児童・生徒を対象とした地区青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター、県青少年赤十字スタディー・センターの充実を図るほか、本社主催各種研修会等へのメンバーの派遣、支部・病院・血液センターでの児童・生徒の受け入れ等体験学習の機会を提供することにより、青少年赤十字への理解促進を図る。

(3) 各種交流行事の充実による活動の促進

県内の青少年赤十字メンバー及び指導者が一堂に会する「千葉県青少年赤十字大会」を開催し、各採用校（園）における取り組みの共有と関係者の相互交流を行うことにより、青少年赤十字採用校（園）の活動を促進する。

また、同世代の青少年赤十字メンバー相互の活動報告及び意見交換を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図るため、メンバー協議会・交流会の充実を図る。

(4) 国内外への青少年赤十字メンバー派遣事業

各学校（園）で取り組む「一円玉募金」により教育等支援事業を行っているネパール連邦民主共和国へ、中学生・高校生メンバー及び指導者を派遣し、同事業の成果の視察と現地赤十字メンバーとの交流を行う。

また、日本赤十字社に関連のある地を訪ね、赤十字への理解を深めるとともに、他県の青少年赤十字メンバーとの交流を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図るため、小学生メンバー及び指導者を県外（佐賀県・熊本県）へ派遣する。

3 事業実施体制の強化

(1) 青少年赤十字の研究促進

採用校における青少年赤十字活動の充実を図るとともに、未採用校への啓発に努め、青少年赤十字の振興を期することを目的に、県内青少年赤十字採用校から青少年赤十字研究推進校を指定し、青少年赤十字活動の研究促進を図り、研究の成果を公開する。

(2) 関係機関との連携強化

青少年赤十字指導者協議会との協同により、学校現場の実情に即した活動方針及び事業計画の策定と事業の運営に努める。

また、各種赤十字奉仕団と青少年赤十字の組織との連携強化を図るため、青少年赤十字・赤十字奉仕団連絡協議会の推進を図るとともに、千葉県教育委員会・千葉市教育委員会の連携・協力を得て活動の円滑な運営を図る。

第9 義肢製作所の運営

日々進歩する医療技術や厳しくなる社会環境の中で義肢*1から装具*1へと需要にも変化が見られ、個々のニーズも多様化してきている。このような状況を踏まえて義肢製作所は、身体に障がいのある方々に対して、安心して生活が送れるようより質の高いサービスを提供し、障がいによる日常の不便を軽減し“苦痛を和らげる”ための事業を展開する。

なお、昭和27年の開設以来から義足の製作を主に行なってきた伝統と技術を活かして、今後も県民の皆様が安心して利用できる当製作所ならではの特徴ある運営を行っていく。

1 利用者のQOL（生活の質）向上への取り組み

製作所内の作業環境・製作技術など双方から業務内容を見直し、職員の知識・技術の向上を図ることで製作期間などの短縮に努め、利用者の希望に応えるよう最適な補装具*2を迅速に提供する。また、アフターサービス・メンテナンスサービスに重点を置き、その中でも緊急を要する修理などのサービスの強化に努め、故障など利用者が不便を強いられている状況をすぐにでも改善できるよう、迅速に対応できる義肢製作所の整備を図り、利用者の負担を軽減するサービスを積極的に行ない、利用者がより良い日常生活を送るための支援に取り組む。

2 赤十字ならではのサービス活動

障がい者の高齢化などで来所困難な方が増え、訪問を希望される方が増加している現状から、自宅や入所施設などへ出向き補装具の修理や調整などを行う訪問相談を積極的に行い、たとえ軽微な修理・調整などにおいても自宅などへ訪問し、障がいのある方々の立場にたったきめ細やかなサービスに心がける。また、遠隔地の障がいがある方に対して千葉県障害者相談センター及び千葉市障害者相談センターが実施する出張相談に参加し、遠隔地及び来所困難な方々の利便を図る。

3 利用者の生活の利便性を向上させるための取り組み

職員一人ひとりが質の高い製品を提供するために、製作・適合技術の向上に努め、赤十字として品質の安定化を図るとともに、利用者の能力や希望に沿うような製品作りに取り組むことで、より一層の安心と信頼を提供するよう取り組む。また、利用者の高齢化に伴い義肢パーツの選択にも変化が見られ機能や性能よりも軽量化を図るパーツが多くなってきている。このように運動能力や生活環境に合わせた義肢を提供し利用者の負担軽減に努める。

4 最新情報による知識と適合技術の向上

利用される方々のために義肢装具士*3は、医療の専門職としてのモラルとコンプライ

アンスを厳守するとともに、技術の研鑽と知識の向上に努める。そのため職員一人ひとりが業界内外の情報を敏感に察知して最新の知識・適合技術の収集・習得に努め、利用者へのサービスの幅を広げることで、最良の義肢・装具の提供を図る。また、所内においてもOJTによる製作・適合技術などの向上に努める。

5 利用者の拡大

新規の顧客を獲得するため、職員の製作能力を高めるとともに、インフォームドコンセントや徹底した補装具の調整・適合により顧客との信頼関係を構築し、継続的な利用につなげる。また、タブレットPCなどを活用し、県や市の相談センターや市町村の障がい者支援担当課などに義肢・装具などの情報提供を行い、義肢・装具の機能向上、利用者のQOL向上を図る。

ホームページやパンフレットなどを活用した広報活動に努め、市町村の障がい者支援担当課や医療機関などの中間顧客からの認知度を高め、受注につなげる。さらに他社との差別化を図りコンプライアンスを厳守して営業・普及に努め利用者の拡大を図る。

6 障がい者福祉活動の理解促進

見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、義肢製作所の活動通じて赤十字事業への理解を深め、併せて障がい者への理解を広げる道德教育の場とするとともに、交通事故などの事故防止の啓発に努める。医療福祉系の大学や専門学校から実習生を受け入れ、臨床実習の場を提供し医療・福祉教育への貢献と赤十字事業への理解と協力を促す。

日本赤十字社千葉県支部義肢製作所

赤十字活動の基本である人道の原則にのっとり

- 一、私たちは利用される方の立場になり、常に最良の補装具を提供します。
- 一、私たちは利用される方の「希望とほほ笑みある生活」を支えます。
- 一、私たちは「共に生きる」明るい笑顔の街づくりを願い、社会参加を応援する福祉施設として活動します。

[用語解説]

* 1 「義肢・装具」

義肢とは切断により四肢の一部を失われた場合に、元の手足の形態または機能を復元するために装着、使用する人工の手足（JIS用語）のことです。大別すると義足・義手に分かれます。また、切断した部位によって細かく名称が分かれます。

装具とは四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具（JIS用語）

のことをいいます。上肢や下肢、体幹の働きや動きに障がいのある方が装着して変形の防止、運動の補助などを目的に使用されます。疾患部位や程度、目的別で様々な装具があります。

* 2 「補装具」

身体の失われた部分を補う義肢など、および機能的欠陥を補助して支持力や運動力を付加する装具などの総称。義肢（義手・義足）・装具・車いす・杖・義眼・補聴器がこれにあたります。

* 3 「義肢装具士」

義肢装具士法で「厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とするものをいう。」と定義されております。

第10 赤十字精神と社旨の普及

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹である社員の増強と社資の確保は、最も基本的かつ重要な課題である。

国内外を問わず大きな地震や異常気象などによる自然災害、また国外での紛争などにより多くの人々が苦しんでいる状況に、赤十字は「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命のもと、様々な活動を展開している。

この使命を達成するために、多くの県民に赤十字の活動を分かりやすく伝え、理解・協力を得て、自発的な活動への参加を促進するとともに社資増強につなげることを目的に、赤十字事業・活動の情報を積極的に提供することにより年間を通して多数のパブリシティーの確保に努める。

また、戸別訪問による社資募集を基本としつつ、寄付者の利便性に配慮したホームページから直接寄付等ができる仕組みを活用し、地区・分区の理解を得ながら多様な社員募集・社資募集環境の実現を図る。

企業のCSR（社会貢献）活動の受け皿となる赤十字活動メニューを提示し、活動資金に限らない多様な形態での赤十字活動への参加を呼びかける。

1 運動月間等における広報活動

5月・6月の「赤十字運動月間」、12月の「NHK海外たすけあい」キャンペーンには、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字思想及び赤十字活動のキャンペーンを展開する。この期間は、広く県民に赤十字をアピールする絶好の機会であり、広報効果も期待できるため、積極的かつ創意的な広報に取り組み、赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげるよう努める。

(1) 地区・分区等を通じた地域に密着した広報

- ア 自治会・町内会用チラシの各戸配布又は回覧による赤十字活動資金の使途「計画と結果」の周知
- イ 地区・分区や地域奉仕団による、地元メディアや各地域広報誌の活用による赤十字活動の広報と周知
- ウ 各地区・分区における地域開催の各種イベントへの参加による広報と周知
- エ 日本赤十字社公式マスコット・キャラクター「ハートラちゃん」を活用し、特に若年層に向け、赤十字に関心をもってもらい、赤十字活動への参画を促す
- オ 「県民だより」への活動・決算報告の掲載（9月号）による周知

(2) 企業等との協働による広報

- ア 千葉ロッテマリーンズとの協働により、QVCマリンフィールドの来場者に向けて

赤十字活動の広報と周知（5月のデイゲームの1日を赤十字応援デーとして展開）

イ 地域電波を活用した若者層から高齢者層への運動月間の周知

ウ 赤十字支援マーク入り募金型自販機の設置による赤十字活動の周知

(3) 3施設合同の広報

支部、病院、センターの3施設が連携し、子どもを対象とした「赤十字のお仕事体験イベント」を実施する。

2 年間を通じた広報・企画

(1) 報道機関等への積極的な情報提供

日本赤十字社の事業や活動を広く浸透させるうえで、報道媒体に取り上げられることは、赤十字支援の世論形成を図るうえで極めて効果的である。

また、報道機関等による取材活動と報道は、赤十字が行う事業や活動の第三者評価を得るとともに、事業や活動の情報をタイムリーかつ広く提供することが可能となるため、赤十字支援の世論形成に期待できるものである。

千葉県支部が行う事業や活動はもとより、地区・分区及び赤十字奉仕団が行う事業・活動の情報を積極的に提供することにより、継続して多数のパブリシティーの確保に努める。

(2) 広報媒体による年間を通じた広報活動

日本赤十字社本社及び千葉県支部が保有する広報媒体を活用し、事業や活動を具体的に周知することで、支援者はもとより、広く県民に赤十字を知っていただく広報に努める。

ア 支部ホームページを活用した広報

ホームページを活用した支部及び地区・分区、赤十字奉仕団が行う事業や活動の紹介。

イ 支部機関紙の定期発行

支部及び地区・分区、赤十字奉仕団が行う身近な事業や活動を具体的に伝える機関紙の定期発行。

○支部機関紙 赤十字NOW

○ニュースレター（随時）

(3) 支部見学等を通じた赤十字理解の促進

見学や体験学習で赤十字会館を訪れる方々を対象に、日本赤十字社が行う事業や活動を見聞する機会を提供し、国際救援活動、災害救護活動などへの理解促進を図るとともに、ジュネーブ諸条約の意義・遵守の必要性を広く普及させる。

隣接するNHK千葉放送局をはじめ、近隣公共施設とともに、共同で赤十字事業関連のイベントを開催するなど、見学者の誘致を行うプログラムを継続する。

3 赤十字社資（個人・法人）の募集

(1) 個人社資の募集強化

「赤十字運動月間」を中心に、地区・分区において地域奉仕団、自治会・町内会、協賛委員などの協力を得て集中して取り組む。

支部としても積極的に地域で開催される社資募集説明会に出席する。

また、社員・社資募集にあたっては、社員制度の意義や社資の使途、活動実績について説明し、共感と支持を得ていくことが基本であり、このことに留意した広報資料を作成し配布する。

ア 社資募集協力者（奉仕者）へ赤十字活動を周知するための説明会への出席

イ 社員・寄付者へ活動報告（決算含む）等の情報提供

ウ 公共機関職員及び関係施設における職域社員の拡大

エ パートナースhip構築企業における企業内募金の勧奨

オ 口座振替、HPを活用したクレジットカード決済等での社資募集の積極的な取り組み

カ ダイレクトメールによる県民（義援金・救援金寄託者等）への社資協力の依頼

キ 全国有料老人ホーム協会加盟の県内施設入居者への社資の協力依頼

ク 遺贈について、信託銀行や税理士協会、公証人協会などへの積極的なアプローチ

(2) 法人社資の募集強化

地域奉仕団が中心となって地元企業や商店街を訪問し、協力を呼びかける。支部では県内の企業を訪問し、協力を働きかけるほか、ダイレクトメールによる依頼を行う。

なお、県経済界において指導的役割を担っている経済7団体*に協力を仰ぎ、法人社資募集の強化に努める。

ア 地域奉仕団による企業訪問時における赤十字活動や社資の使途を明確にした資料を配布

イ 県内企業社資募集にかかる経済7団体に対する後援依頼を引き続き行うとともに、それ以外の後援団体の開拓

ウ 支部職員による企業訪問活動

エ ダイレクトメールによる県内法人への依頼

オ 赤十字活動に協働参画できる法人の開拓

カ 周年記念企業への社資協力等の依頼

*「経済7団体」

一般社団法人千葉県法人会連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、一般社団法人千葉県経営者協会、千葉県経済同友会、一般社団法人千葉県経済協議会、一般社団法人千葉県商工会議所連合会（順不同）

(3) 支部情報管理システムの効果的運用による社資増強

本格稼働した支部情報管理システムにより、新規法人の拡大を図るとともに、より効果的に運用して、社資増強に努める。

4 企業との協働活動の取り組み強化

(1) 企業との社会（地域）貢献プログラムによる協働

近年、企業では社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会貢献活動に対して関心を持ち、経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増加している。支部では、赤十字活動が、企業の社会貢献マインドの受け皿となれるよう、そのマッチングに視点を置いた赤十字と企業のパートナーシップの構築に努める。

ア 企業ニーズと赤十字使命のマッチングができる協働事業の具体的なメニュー提示による、事業スポンサー、資材提供、赤十字活動への参加等、継続的な協働事業（パートナーシップ）の構築・強化

イ 協働活動のマスメディアへの積極的な情報提供

ウ 企業・支部ホームページでの協働事業の紹介

5 千葉県赤十字有功会による支援強化

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会会員への加入を勧奨するとともに、講演会やチャリティー行事、会員相互の情報交換等の場を提供し、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。また、支部の現況などを説明し、赤十字活動資金の協力を積極的に呼びかけ、支部に対する支援強化を図るとともに、会員の赤十字に対する意識の高揚を促す。

日本赤十字社の「社員」と財源

日本赤十字社法（昭和27年制定）および同定款では、日本赤十字社は「社員をもって組織する」、「社員は社費として毎年500円以上を納入する。」とされています。

ここでいう「社員」とは、株式会社などの会社員という意味でなく、社団法人の社員または会員と同様のものです。

県民の皆様には、赤十字事業にご理解をいただいたうえで、活動資金（社資）の確保にご協力をお願いしております。

赤十字事業の趣旨を理解し、これを支持する人はだれでも「社員」になることができます。

日本赤十字社の主な財源は、社員が納める社費のほか、任意に寄せられる寄付金があり、これらを総称して「社資」と呼んでいます。

赤十字事業は、社資によって支えられています。

第11 地域における赤十字活動

1 地区分区交付金を活用した地区・分区の活動

- (1) 地区・分区は、地域における赤十字活動を充実させるため、管内市区町村、奉仕団及び青少年赤十字等が地域のニーズを的確にとらえ、それぞれの地域の実情に沿った活動が実施できるよう、地区分区交付金の積極的な活用を図る。
- (2) 赤十字活動は、災害からいのちを守り、行政の手の届かない部分を補完し、健康で安全な暮らしやすい地域づくりを目指すものであることから、支部は、地域における赤十字活動の展開および地区分区交付金を活用した活動事例を地区・分区に提供する。

2 地区・分区業務の円滑な推進

- (1) 支部は、地区・分区が行う業務の状況を常に把握し、交付金が赤十字事業の趣旨に即して適正かつ効果的に執行されるよう、支援と連携の強化に努める。

また、地区・分区においては業務の自己点検を実施し、管内における赤十字事業の検証を行い、地域ニーズに柔軟に対応できる体制づくりを行うとともに、支部は、地区・分区に出向き業務実査を行い、地区・分区業務の実情や意見・要望を把握し「より信頼される日本赤十字社」を推進していく。

- (2) 支部と地区・分区との連絡体制の充実を図るため、また業務の確実な執行を期するため、次の会議及び研修会を開催する。

- 地区・分区長会議 (4月)
- 新任事務委員研修会 (4月)
- 地区・分区担当者救急法等講習会 (10月)
- 地区・分区事務委員連絡会議 (平成28年2月)

- (3) 地区・分区における業務軽減と資金の適正管理を行うため、平成25年度から順次導入している支部情報管理システム(地区・分区システム)を9分区に導入し、平成27年度をもって全地区・分区への配備を完了する。

第12 事業推進のための会議と事業を担う人材の育成

1 評議員会

各事業の計画、実施状況、予算・決算等について審議するため、評議員会を以下のとおり開催する。

(1) 平成27年6月

ア 平成26年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業報告並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件

イ その他重要な業務に関する件についての審議

(2) 平成28年2月

ア 平成28年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件

イ その他重要な業務に関する件についての審議

○地区選出評議員	51名		
○支部長選出評議員	9名	計	60名

2 参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を以下のとおり開催する。

(1) 平成28年1月

ア 平成28年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等についての意見聴取

イ その他必要な活動（業務）の報告など

支部参与	○千葉県防災危機管理部長
	○千葉県健康福祉部長
	○千葉県教育長

3 研修会の開催

赤十字職員として共通に求められる赤十字及び赤十字事業に関する事項や、各階層に求められる職務上必要な事項、業務遂行において有効なビジネス手法等、赤十字職員として広く一般的に求められる見識を習得し、県民の信頼に応え、赤十字運動を担える人材を育成することを目的に、3施設（支部・病院・血液センター）で次の研修を実施する。

なお、研修は支部独自に行うほか、スケールメリットを活かして第2ブロック支部で共同開催する。

(1) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施する。

ア 新規採用職員研修

イ 一般職員研修

ウ 新任係長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

エ 係長級職員研修

オ 新任課長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

カ 課長級職員研修

(2) 課題別研修特定のテーマについて専門的な知識を習得し、ビジネススキルの向上を図ることを目的に実施する。

第13 収支予算の概要

1 一般会計

平成27年度一般会計歳入歳出予算については、763,359千円を計上したが、これは前年度に比べ2,788千円の減、率にして0.4%の減となっている。

歳入予算が減となったのは、「繰入金収入」が前年度に比べ3,562千円減となったことや、「前年度繰越金」が1,288千円減となったことなどによるものである。

なお、「社資収入」については、社会経済状況の変化により依然として厳しい状況にあるが、ダイレクトメールを活用した法人に対する社資募集活動の充実を図ることなどにより、同額を見込んでいる。

歳出予算については、平成27年度も既存の事業を見直し、経費の節減に努めるとともに、県民から寄せられる赤十字への期待と要請に応える事業・活動を展開するため、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努めた。

「災害救護事業費」については、震災等の災害から学んだ知識や教訓を今後の備えとして多くの県民に広めていくことを目的とした、赤十字防災啓発プログラムを重点事業として行うこととしているが、無線設備の更新の完了や看護専門学校の閉校等により7,248千円の減、率にして8.2%減の80,963千円を計上した。

「社会活動費」については、補装具材料費及び講習資材購入経費の増により、4,484千円の増、率にして2.8%増の163,317千円を計上した。

「積立金支出」については、今後の予期せぬ災害等に備え、災害等資金積立金を増額することとしたため、21,904千円の増、率にして48.9%増の66,716千円を計上した。

なお、「地区・分区交付金」については、地区・分区における社資収入見込みの減に伴い減となっている。

平成27年度 一般会計歳入歳出予算総括表

1 歳 入

(単位：千円・%)

科 目	平成27年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 支部収入				
第1項 社 資 収 入	630,000	630,000	0	0.0
第2項 委 託 金 等 収 入	0	0	0	-
第3項 補助金及び交付金収入	16,792	15,704	1,088	6.9
第4項 繰 入 金 収 入	6,000	9,562	△ 3,562	△ 37.3
第9項 雑 収 入	81,273	80,299	974	1.2
第10項 前 年 度 繰 越 金	29,294	30,582	△ 1,288	△ 4.2
合 計	763,359	766,147	△ 2,788	△ 0.4

2 歳 出

(単位：千円・%)

科 目	平成27年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 支部費				
第1項 災 害 救 護 事 業 費	80,963	88,211	△ 7,248	△ 8.2
第2項 社 会 活 動 費	163,317	158,833	4,484	2.8
第3項 国 際 活 動 費	6,397	6,320	77	1.2
第4項 指定事業地方振興費	50,000	50,000	0	0.0
第5項 地区分区交付金支出	75,900	77,600	△ 1,700	△ 2.2
第6項 社 業 振 興 費	96,698	110,409	△ 13,711	△ 12.4
第7項 基盤整備交付金・補助金支出	3,096	3,290	△ 194	△ 5.9
第10項 積 立 金 支 出	66,716	44,812	21,904	48.9
第12項 総 務 管 理 費	125,381	130,399	△ 5,018	△ 3.8
第13項 資産取得及び資産管理費	8,641	10,023	△ 1,382	△ 13.8
第14項 本 社 送 納 金 支 出	83,250	83,250	0	0.0
第15項 予 備 費	3,000	3,000	0	0.0
合 計	763,359	766,147	△ 2,788	△ 0.4

2 医療施設特別会計

平成 27 年度医療施設特別会計収益的収入及び支出予算は、収入総額 19,903,793 千円で前年度比 1.1%の増、支出総額は 20,410,790 千円で 1.4%の増であり、この結果、収支差引額は 506,997 千円の赤字を計上した。

収入予算については、総額の 94.2%を占める医業収益を 18,757,556 千円、前年度比 1.9%増と見込んだところである。

これは、入院診療単価増加による入院診療収益の増加および通院治療センター増床による外来診療収益の増加を見込んだものである。

支出予算については、総額の 96.7%を占める医業費用を 19,746,311 千円、前年度比 2.0%増を見込んだところである。

これは、化学療法に使用する高額医薬品の使用量増加に伴う材料費の増加、また、医師、看護師等の人材確保に伴う給与費の増を見込んで計上したものである。

次に、資本的収入及び支出予算は、総額で 1,285,580 千円を計上したが、その主な内容は、医療機器等の整備に 400,364 千円、施設設備の改修に 350,688 千円、A 棟建設及び医療情報システム等にかかる借入金の元金償還に 362,146 千円である。

なお、その財源については、内部留保金（自己資金）、借入金、各種補助金をもって賄うこととしている。

平成27年度 医療施設特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成27年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収益				
第1項 医業収益	18,757,556	18,414,808	342,748	1.9
第2項 医業外収益	1,105,386	1,196,358	△ 90,972	△ 7.6
第3項 医療社会事業収益	9,135	12,557	△ 3,422	△ 27.3
第4項 付帯事業収益	31,716	61,784	△ 30,068	△ 48.7
第5項 特別利益	0	0	0	-
合 計	19,903,793	19,685,507	218,286	1.1

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成27年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費用				
第1項 医業費用	19,746,311	19,357,377	388,934	2.0
第2項 医業外費用	395,347	400,377	△ 5,030	△ 1.3
第3項 医療奉仕費用	201,846	170,366	31,480	18.5
第4項 付帯事業費用	46,344	181,419	△ 135,075	△ 74.5
第5項 特別損失	10,916	11,288	△ 372	△ 3.3
第6項 法人税等	10,026	12,040	△ 2,014	△ 16.7
第7項 予備費	0	0	0	-
合 計	20,410,790	20,132,867	277,923	1.4

収支差引額 △ 506,997 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成27年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収入				
第1項 固定負債	569,651	307,459	262,192	85.3
第3項 その他資本収入	715,929	938,132	△ 222,203	△ 23.7
合 計	1,285,580	1,245,591	39,989	3.2

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成27年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費				
第1項 固定資産	755,531	725,231	30,300	4.2
第2項 借入金等償還	530,049	520,360	9,689	1.9
合 計	1,285,580	1,245,591	39,989	3.2

3 予算の積算基礎となる患者数

科 目	平成27年度予算額	前年度	増減額	増減率	
入院患者数	年間	226,920	226,300	620	0.3
	1日平均	620	620	0	0.0
外来患者数	年間	278,300	279,000	△ 700	△ 0.3
	1日平均	1,150	1,148	2	0.2

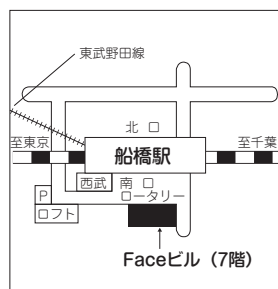
施設一覽

施設名	住所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7535 FAX 043-241-7586
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
成田赤十字看護専門学校	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-3000
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県赤十字血液センター千葉港事業所	〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813
千葉県赤十字血液センター鴨川供給出張所	〒296-0032 鴨川市花房57-3 TEL 04-7099-1611 FAX 04-7099-1613

県内献血ルーム

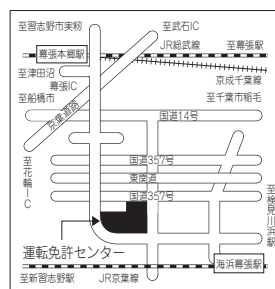
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町1-3-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



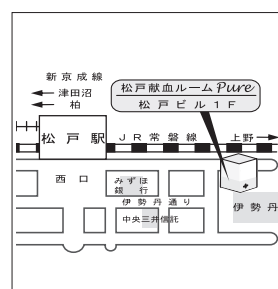
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許 センター内)

※「駐車場」手前の右側
〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日: 土曜日・祝日・年末年始



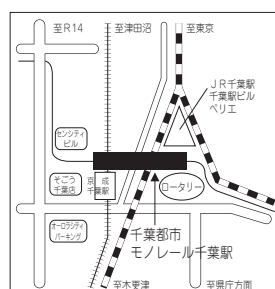
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



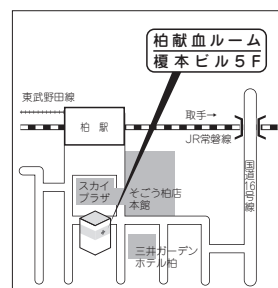
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

※京成千葉駅千葉そごう側改札口前
〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



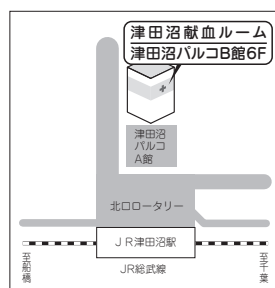
柏献血ルーム (榎本ビル5階)

※入口の右側エレベーターで5階
〒277-0005
柏市柏2-2-3
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼パルコB館6階)

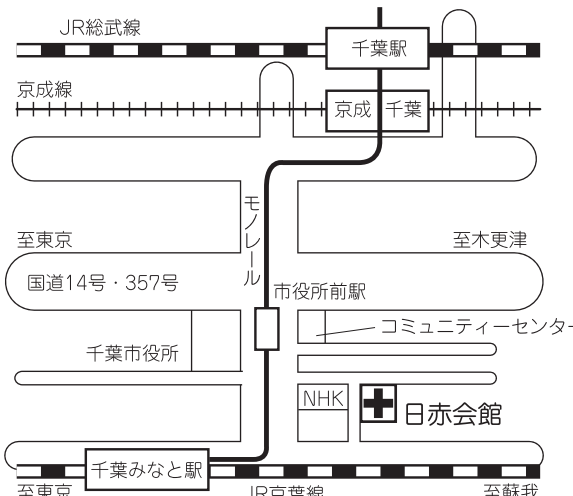
〒274-0825
船橋市前原西2-19-1
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



※運転免許センター献血ルームは、全血献血(200mL・400mL)のみの受入。
※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後17:00。

案内略図

1 千葉県赤十字会館

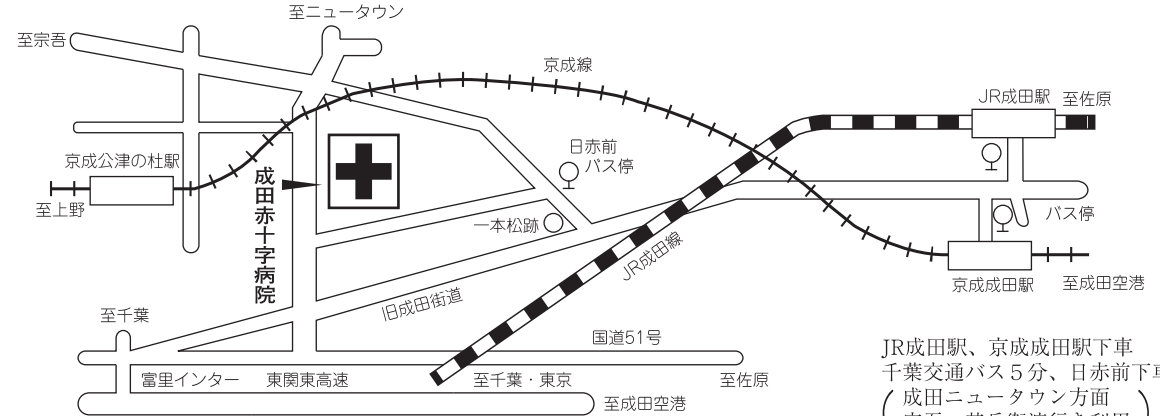


The map shows the location of the Chiba Red Cross Building (日赤会館) in Chiba. It is situated near the Chiba Station (千葉駅) and the Chiba City Office (千葉市役所). The building is marked with a cross symbol. The map includes labels for JR Total武蔵線, Keiō Line (京成線), Monorail (モノレール), and JR Keiō Line (JR京葉線). Other landmarks include the Chiba City Office (千葉市役所), NHK, and the Community Center (コミュニティーセンター). Directions are provided for routes to Tokyo (至東京), Maier (至蘇我), and Maier (至木更津).

- ・日本赤十字社千葉県支部
〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043-241-7531 (代)
FAX 043-248-6812
<http://www.chiba.jrc.or.jp>
- ・千葉県赤十字血液センター 千葉港事業所
〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043-241-8331 (代)
FAX 043-241-8813

◆ JR千葉駅よりモノレールをご利用の場合は、「千葉みなと」行きにご乗車のうえ「市役所前」で下車ください。

2 成田赤十字病院




The map shows the location of Narita Red Cross Hospital (成田赤十字病院) in Narita. It is situated near the Keiō Line (京成線) and the JR Narita Line (JR成田線). The hospital is marked with a cross symbol. The map includes labels for Keiō Line, JR Narita Line, and National Route 51 (国道51号). Other landmarks include the Keiō Tsukuba Station (京成公津の杜駅), Keiō Narita Station (京成成田駅), and the Narita Airport (成田空港). Directions are provided for routes to Maier (至蘇我), Maier (至木更津), and Maier (至成田空港).

- ・成田赤十字病院
〒286-8523 成田市飯田町90-1
TEL 0476-22-2311 (代) FAX 0476-22-6477
<http://www.narita.jrc.or.jp>

JR成田駅、京成成田駅下車
千葉交通バス5分、日赤前下車
(成田ニュータウン方面)
(宗吾・甚兵衛渡行き利用)

京成公津の杜駅下車徒歩15分

3 千葉県赤十字血液センター



The map shows the location of the Chiba Red Cross Blood Center (千葉県赤十字血液センター) in Funabashi. It is situated near the Keiō Line (京成線) and the Keiō Maier Line (京成成田線). The center is marked with a cross symbol. The map includes labels for Keiō Line, Keiō Maier Line, and National Route 16 (国道16号). Other landmarks include the Funabashi City Office (船橋市民の森), the Maier City Office (市川市農協豊富支店), and the Maier City Office (八千代市農協睦支店). Directions are provided for routes to Maier (至蘇我), Maier (至木更津), and Maier (至成田).

- ・千葉県赤十字血液センター
〒274-0053 船橋市豊富町690
TEL 047-457-0711(代)
FAX 047-457-7304
供給FAX 047-457-8397
<http://www.chiba.bc.jrc.or.jp>

